

小千谷市地域福祉センター及び小千谷市克雪管理センター 指定管理者選定要領

小千谷市地域福祉センター及び小千谷市克雪管理センターの効率的・効果的な管理運営を行うため、小千谷市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年小千谷市条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、以下の要領で指定管理者を募集する。

1 施設の所在地及び名称

- ①所在 小千谷市真人町丁73番地3
名称 小千谷市地域福祉センター
- ②所在 小千谷市真人町丁112番地3
名称 小千谷市克雪管理センター

2 目的

これらの施設は、住民福祉の増進及び住民の文化向上を図ることを目的とする。

3 施設の内容

①小千谷市地域福祉センター

- (1) 敷地面積 4,157.66㎡
- (2) 建物構造及び延面積
鉄骨造平屋建（一部2階） 979.14㎡
建築：平成12年

②小千谷市克雪管理センター

- (1) 敷地面積 4,157.66㎡
(小千谷市地域福祉センターと同一敷地内)
- (2) 建物構造及び延面積
本 体 鉄筋コンクリート造2階建 461.91㎡
建築：昭和51年
格納庫 鉄骨造平屋建 144.76㎡
建築：昭和56年

4 指定管理者が行う管理業務基準

(1) 利用時間

小千谷市地域福祉センター（以下「地域福祉センター」という。）の利用時間は、午前7時30分から午後6時30分までとし、小千谷市克雪管理

センター（以下「克雪管理センター」という。）の利用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし、それぞれ 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までは、休館日とする。

指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(2) 管理を通じて取得した個人に関する情報

指定管理者並びに地域福祉センター及び克雪管理センターの業務に従事している者は、個人情報保護の関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、地域福祉センター及び克雪管理センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(3) 利用料

克雪管理センターの管理運営に当たっては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 の規定に基づく利用料金制度を採用する。

利用料の額については次のとおりとする。

- ・ 克雪管理センター利用料（消費税等相当額を含む。）

区 分	利用料（1 時間当たり）
集会室	8 3 0 円
調理室	5 7 0 円
ミーティングルーム	4 1 0 円
会議室	2 6 0 円

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。
- 2 利用者が営利を目的とする場合の利用料は 1 0 割増とする。
- 3 暖冷房を使用する場合は、利用料の 3 割に相当する額を加算する。

5 指定管理者の指定期間

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、再指定を妨げない。

市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて市長はその賠償の責めを負わない。

6 指定管理者が行う業務

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービス事業に関する業務
- (2) 障害者の日常生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく共生型障害福祉サービス事業のうち、生活介護事業に関する業務
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく共生型障害児通所支援事業のうち、放課後等デイサービス事業に関する業務
- (4) 克雪管理センターの利用の許可に関する業務
- (5) 地域福祉センター及び克雪管理センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他地域福祉センター及び克雪管理センターの管理運営に関し市長が特に必要と認める業務
- (7) 上記に掲げるすべての業務を他の事業者に委託することはできないが、部分的な業務の委託については専門の業者に委託できる。

7 指定管理者の指定申請

条例第 3 条により指定を受けようとするものは、令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時までに、申請書に小千谷市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成 15 年小千谷市規則第 43 号）で定める次の書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 地域福祉センター及び克雪管理センターに関する指定期間の事業計画書
- (2) 申請団体の経営（運営）状況を説明する書類
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 役員名簿（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (6) 地域福祉センター及び克雪管理センターの施設の管理に関する業務の組織体制及び職員構成並びに指定期間分の収支予算書
- (7) 納税を証明する書類（令和 6 年度の法人市民税等の各納税証明書等）

※ 提出部数 正本 1 部、副本 7 部（複写可）。提出された資料等は一切返却しない。

8 指定管理者の指定基準

指定管理者の指定を受けようとするものは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人であること。
- (2) 小千谷市内において法第2条に規定する第1種又は第2種社会福祉事業を運営する社会福祉法人で、従業員を30人以上有するものであること。

9 指定管理者の指定

申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定する。

- (1) その事業計画による地域福祉センター及び克雪管理センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が地域福祉センター及び克雪管理センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った地域福祉センター及び克雪管理センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

10 管理運営委託料、経費負担及び協定の締結

(1) 管理運営委託料

施設の管理運営に係る指定管理業務に要する経費を管理運営委託料（以下、「管理運営委託料」という。）として指定管理者に支払うこととする。

なお、年間の管理運営委託料は、次のとおりとする。

管理運営委託料＝①管理運営に係る総経費－②利用料収入

① 管理運営に係る総経費

建物及び工作物等における指定管理者の過失や故意によらない故障又は損傷等で、その復旧に要する費用が高額なものは、算入しないこととする。

② 利用料収入

過去5年間における平均額とし、その平均額は千円未満を切り捨てる。また、5年間は定額とする。

※ ①及び②の積算に当たっては、別に定める「小千谷市地域福祉センター及び小千谷市克雪管理センター管理運営経費試算表（通年ベース）」を小千谷市福祉課において受領の上、算定すること。

- (2) 委託料の算定方法について見直しの必要が生じた場合は、指定管理者と協議のうえ定めるものとする。

(3) 高額な工事費に係る経費負担

施設全体の便益向上に資する 1 件 5 0 万円以上の修繕工事及び設備の更新工事等は、小千谷市が実施し、工事費は、延床面積に応じて負担することとし、その割合は小千谷市が 1 0 0 分の 2 5、指定管理者が 1 0 0 分の 7 5 とする。ただし、指定管理者の負担額は、一つの工事につき 1 0 0 万円を上限とする。

(4) 協定の締結

指定管理者として指定された者と指定管理者に関する協定を締結する。

11 質問及び回答

指定申請に関する質問は、次のとおりとする。

(1) 質問方法 令和 7 年 9 月 1 2 日（金）午後 5 時までに、小千谷市福祉課へ F A X 又は電子メールにより行うこと。

(2) 回答方法 令和 7 年 9 月 1 9 日（金）までに、F A X 又は電子メールにより回答する。

12 失格

申請者が提出した申請書が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格となることがある。

- ① 事業計画書の提出方法を遵守せずに提出されたもの。
- ② 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- ③ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

13 その他

(1) 指定申請に係る一切の経費については、申請者の負担とする。

(2) 申請後に協定対象となる管理運営業務内容は、事業計画書に記載された内容に拘束されるものではない。

指定申請に係る問い合わせ先

〒947-8501 小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

小千谷市福祉課 高齢福祉係 岸本

TEL 0258-83-3517 FAX 0258-83-4160

E-mail fukushi-kr@city.ojiya.niigata.jp